

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA船（船舶所有者B社）における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和44年7月24日、喪失日に係る記録を同年12月28日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月24日から同年12月28日まで

C社からB社に出向し、同社が所有しているA船において船員として勤務していた申立期間について、船員保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事データ及び船員保険被保険者カードから、申立人は申立期間において融通派遣員としてB社に派遣されていたことが確認できる上、申立人が所持する船員手帳及び申立人の記憶する同僚（複数）の証言から、申立人は申立期間において同事業所が所有するA船に三等機関士として勤務していたことが確認できる。

また、C社及び同事業所における申立人の同僚（船員の配乗を担当していた職員）は、融通派遣員が船員保険に派遣元で加入するか派遣先で加入するかについては、両事業所における給与支給等についての協議により決定していたが、いずれかの事業所において必ず加入させていた旨回答しており、申立期間当時に融通派遣員であったことが確認できる4人は、申立人を除き、いずれかの事業所において船員保険に加入している。

さらに、申立人の供述及びB社のA船に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の前任者で申立人と同様にC社からB社に出向しA船に乗船していた三等機関士（死亡）は、同船において船員保険の被保険者であったことが確

認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB社所有のA船に乗船し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、その前後におけるC社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A船は既に適用事業所ではなく、事業主は既に死亡しており、確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこの届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年2月1日まで

A社で社会保険事務担当者として勤務していた申立期間について、標準報酬月額が給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されているが、自分はそのような標準報酬月額を届け出た覚えはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の平成11年4月から同年11月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する16万円と記録されていたところ、同年12月28日付けで、同年4月1日に遡って9万2,000円に訂正され、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成12年2月1日）まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書から、申立人の平成11年4月から同年11月までの報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

また、申立人の資格喪失日である平成12年2月1日に申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している26人（申立人を除く。）のうち24人は、11年12月28日付けで標準報酬月額を遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の元事業主は、「当時は社会保険料の滞納があり、保険料を手形で支払っていたが、手形の支払期日の延期を社会保険事務所に依頼したところ、職員から書類の提出を指示された。その時には、渡された書類の内容まで確認しておらず、標準報酬月額を引き下げる届出が含まれていたかどうかは分からないが、職員の指示どおりに書類に記載、押印

して提出した。」と証言している上、元従業員（複数）は、当時、会社の経営状態が悪かった旨証言している。

加えて、申立人は、申立てに係る事業所において社会保険事務を担当していたと述べているが、上記の元事業主は、「社会保険事務所に手形の支払期日の延期を依頼した時の書類の提出については、自分一人で行っており、申立人は関与していない。また、会社の代表者印は自分が管理し、自ら押印していた。」と証言していることを踏まえれば、申立人がこの遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 12 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行ったこの遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
昭和 18 年 4 月から 20 年 9 月 25 日まで A 社 C 事業所に勤務していた。
年金の受給手続の際に、厚生年金保険の加入記録は 20 年 1 月 1 日までしか無いことに気付いたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 1 月 1 日であることが確認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、自分と一緒に入社し、同じ部署で仕事をしており、私が退職した時期と同じ頃まで働いていた。」と証言している上、当該同僚のオンライン記録における資格喪失日は昭和 20 年 9 月 25 日であることが確認でき、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A 社 C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の取得日が「18. 4. 8」、喪失日が「20. 1. 1」と記録されているところ、昭和 20 年 11 月の B 社 D 事業所への名称変更後の同名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は記録されておらず、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の喪失日が「20. 9. 25」と記録され、名称変更前の同名簿とは厚生年金保険記号番号及び被保険者資格の喪失日が異なっており、厚生年金保険記号番号払出簿において、上記記号番号をみると、被保険者資格の取得日は「19. 10. 1」と記載されて

いることが確認できる。しかも、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が、申立人と同じく昭和20年1月1日である複数の同僚が、オンライン記録における同喪失日は同年9月25日であることが確認できる。これらのことから、社会保険事務所における申立ての事業所に係る年金記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、B社は、「保管している厚生年金保険の関係資料に申立人と同姓同名の記録があり、A社C事業所を示す記号とともに、番号欄に「*」、資格喪失欄に「S200925」と記載されている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立人に係る昭和20年1月から同年8月までの標準報酬月額については、B社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
昭和 18 年 4 月から 20 年 9 月 25 日まで A 社 C 事業所に勤務していた。
年金の受給手続の際に、厚生年金保険の加入記録は 20 年 1 月 1 日までしかないことに気付いたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 1 月 1 日であることが確認できる。

しかし、申立人と同時期に入社した同僚は、「昭和 20 年 6 月 * 日の空襲の後、A 社 C 事業所の協力工場で働いたが、そこでも申立人を時々見かけていた。」と証言し、別の同僚も、「申立人が終戦後まで勤務していたと記憶している。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A 社 C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の取得日が「18. 4. 8」、喪失日が「20. 1. 1」と記録されているところ、昭和 20 年 11 月の B 社 D 事業所への名称変更後の同名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は記録されておらず、厚生年金保険記号番号が「*」、被保険者資格の喪失日が「20. 9. 25」と記録され、名称変更前の同名簿とは厚生年金保険記号番号及び被保険者資格の喪失日が異なっており、厚生年金保険記号番号払出簿において、上記記号番号をみると、被保険者資格の取得日は「19. 10. 1」と記載されて

いることが確認できる。しかも、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の喪失日が、申立人と同じく昭和20年1月1日である複数の同僚が、オンライン記録における同喪失日は同年9月25日であることが確認できる。これらのことから、社会保険事務所における申立ての事業所に係る年金記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、B社は、「保管している厚生年金保険の関係資料に申立人と同姓同名の記録があり、A社C事業所を示す記号とともに、番号欄に「*」、資格喪失欄に「S200925」と記載されている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立人に係る昭和20年1月から同年8月までの標準報酬月額については、B社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、40円とすることが妥当である。

岡山国民年金 事案 877 (事案 751 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月から厚生年金保険に加入した平成 13 年 4 月までの国民年金保険料は全て納付しているはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できないので、納付記録の訂正を申し立てたが認められなかった。納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間当時に居住する市の税務課に出向いて国民年金保険料等を納付し、年度末には未納が無いことを必ず確認していたと主張しているが、i) 同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する金銭出納帳から、申立人は申立期間①の直前の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 60 年 5 月に過年度納付していることが確認できること、ii) 市税務課は、国民年金保険料の収納を代行することはなかったと回答していること、iii) 申立期間の国民年金保険料については、上記の金銭出納帳において納付記録が確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に係る所得税源泉徴収簿により社会保険料の控除が確認できること、毎年、年度末には未納がないことを確認していたことから、申立期間が未納となっていることに納得できないと主張して、再度、申立てを行っている。

しかしながら、上記の所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、当時の国民年金保険料額や申立期間当時に過年度納付が確認できる申立人の納付実態を反映した金額とは符合しないこと、また、申立人の年度末には未納がないことを確認していたとの主張を裏付ける新たな資料、証言等

も無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 878

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月まで
20 歳になった昭和 46 年*月に、両親が町内会の国民年金保険料の集金人に勧められて国民年金の加入手続を行い、大学を卒業する 49 年 3 月まで国民年金保険料を納付してくれたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であったことから、制度上、申立期間に遡って国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立人に係る国民年金の加入状況（加入期間、加入場所等）及び保険料の納付状況（納付金額、納付期間等）は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月まで
昭和 54 年 8 月末に事業所を退職した後、町役場において国民年金の加
入手続を行い、それ以降は、毎月又は 2 か月に 1 回、町役場又は農協にお
いて納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した。未加入とされてい
る申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 6 月に払い出されており、申立
人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立
期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、制度上、申立
期間に遡って加入することはできず、このことは、申立人が所持する年金手
帳において、「初めて国民年金の被保険者となった日」は同年 4 月 1 日と記
載されていることから確認できる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか
がわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 79 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録
管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資
料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ
せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める
ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年10月まで
昭和39年頃から、市の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来るようになり、しばらくして、同職員から、「過去の未納分を今支払っていないと年金がもらえなくなる。」と言われたので、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月2日を資格取得日として、同日に連番で払い出されており、夫婦一緒にこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では申立期間の一部（昭和36年4月から37年9月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその妻は納付した対象期間及び保険料額についての記憶が曖昧であり、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月まで
国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については妻（当時）が行っていたが、昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までは納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその妻は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、妻と連番で昭和 35 年 12 月に払い出されており、申立期間前の夫婦の国民年金保険料の納付日は一致していることから、当時における夫婦の保険料は一緒に納付されていたものと推認できるが、申立期間については、申立人の妻も未納となっている。

さらに、申立人及びその妻に係る特殊台帳には、昭和 40 年 1 月から 41 年 12 月まで「時効消滅」の押印があり、申立期間の一部は国民年金保険料が未納であることが確認できるほか、申立人及びその妻に係る被保険者名簿には「市外転出」及び「53.3.23 住所判明」の記載があり、行政側は申立人の所在を申立期間当時から 53 年 3 月まで確認できておらず、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されなかった期間があるものと推認される。

加えて、申立期間は 51 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に夫婦共に誤りが生じ続けるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

岡山厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 17 年 10 月 29 日まで
申立期間においてA社の代表取締役であったが、資金繰りが厳しく、厚生年金保険料の支払が負担であったため、社会保険事務所（当時）に相談したところ、報酬月額を 9 万 8,000 円で届け出るように指導された記憶があるが、当時の報酬月額は 44 万円であったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のうち平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 6 月 1 日までの申立人の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、12 年 4 月 11 日付けで遡って 26 万円に訂正され、また、同年 6 月 1 日の随時改定では、同年 7 月 11 日付けで 9 万 8,000 円とされていることが確認できる。

一方、オンライン記録及び滞納処分票から、申立人は、申立期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、上記の滞納処分票から、申立てに係る事業所は平成 11 年 5 月分以降、申立期間の大部分の厚生年金保険料を滞納している上、申立人自らが社会保険事務所に相談し、申立期間の報酬月額を減額して届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人も上記の事実及び一部納付した厚生年金保険料は届け出た報酬月額に見合う金額であったことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながらその処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月21日から同年6月30日まで
昭和21年4月にA社B事業所（現在は、A社）に入社し、63年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立期間に申立てに係る事業所において勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人が同期で入社したとして名前を挙げている同僚を始め複数の同僚が、申立人と同様、昭和21年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、その同僚の中には、当時は、数か月の実習期間があった旨証言している者（複数）がいることから、申立てに係る事業所では、申立期間当時に試用期間が設けられていたものと推察され、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

また、申立てに係る事業所は、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正及び申立期間②における資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで
② 平成 8 年 2 月 29 日から 9 年 5 月 1 日まで

A社における申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時は、同社の代表取締役であり、標準報酬月額は平成6年10月までが53万円、それ以降は59万円のいずれも最高等級額であった。申立期間①の報酬月額を9万8,000円に変更する届出は行っていないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成8年2月29日に喪失した記録となっているが、被保険者資格喪失届及び適用事業所全喪届を提出した記憶はないため、破産の申立てを行った9年5月1日まで標準報酬月額59万円とする被保険者記録があるはずである。申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間①のうち、平成3年10月から5年9月までの標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同年3月9日に、遡及して9万8,000円に訂正（以下「遡及訂正」という。）されていることが確認できるとともに、申立期間②に係る申立人の8年2月29日の資格喪失は、申立てに係る事業所が適用事業所でなくなった同年7月26日より後の同年11月7日に、遡及して処理（以下「遡及喪失」という。）されていることが確認できるところ、申立人はこれらの手続への関与を否定している。

しかしながら、申立てに係る事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる上、「事業所の代表者印は私が管理していた。」と供述している。

また、不納欠損整理簿から、社会保険事務所（当時）は平成11年10月15

日に、申立てに係る事業所が昭和62年度から平成8年度までに滞納により生じさせた厚生年金保険料等の未収債権1,025万9,035円（厚生年金保険料565万5,542円、健康保険料291万7,396円、児童手当4万597円、延滞金164万5,500円）を不納欠損決定していることが確認できる上、同事業所における申立期間当時の社会保険事務の担当者（申立人の長女等の複数名）は、資金繰りが苦しかったので何度も来社する社会保険事務所の職員に延滞料を含む保険料を先付小切手（資金繰り難などから振出日を将来の日付とした小切手）や消費者金融からの借入金により支払っていた旨証言しており、申立期間当時、同事業所は社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、社会保険事務所が申立期間①の全ての期間について遡及訂正したと主張するが、オンライン記録から、申立期間①のうち、平成5年10月から8年1月までの標準報酬月額（9万8,000円）は定時決定の届出時期（8月）に処理（平成5年10月の定時決定は同年8月24日、6年10月の定時決定は同年8月19日、7年10月の定時決定は同年8月18日に処理）されていることが確認できることから、申立てに係る事業所が申立期間①のうち、3年10月から5年9月までの申立人の標準報酬月額を同年3月に53万円から9万8,000円に訂正する旨を届け出た後、その後の期間についても同じ額を標準報酬月額として届け出ていたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①及び②のいずれについても、事業主である申立人のほか、その元妻、長女など複数の役員に係る記録が遡及訂正又は遡及喪失されており、社会保険事務所が、申立てに係る事業所からの届出が無いにもかかわらず、事業主である申立人の一切の関与も無く、無断でこれらの遡及処理を行ったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 6 日から 37 年 10 月 28 日まで

A社を退職した後に脱退手当金を受給したこととなっているが、当時は脱退手当金という制度自体を知らず、受給した記憶もないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立てに係る事業所の事業主（当時）は、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨証言しているところ、申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は8人みられるが、そのうちの6人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有り、申立人は、当時、年金には関心がなかったと供述していることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月11日から33年2月1日まで
昭和33年2月1日にA社B事業所を退職した際、事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶はなく、脱退手当金の制度自体を知っていないものが、そのような手当金を請求するはずがないにもかかわらず、受給したことになるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約7か月後の昭和33年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格を喪失した日（昭和33年2月1日）の前後各2年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金受給資格者は37人みられるが、そのうちの19人に同事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有る上、申立人に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、申立人は退職時に再就職する意思はなかった旨供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月16日から同年10月1日まで

A社を退職した昭和52年9月に支給された給与の明細書では、2か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和52年9月分の給与明細書において、申立人が、2か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第19条では、被保険者期間について「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定しており、資格喪失の時期は、同法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されているところ、複数の同僚に照会したものの、申立人が、昭和52年9月30日まで申立てに係る事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立てに係る事業所は、当時の資料を保管していない旨回答しているほか、申立人は、同事業所において雇用保険に加入しておらず、申立人から提出された昭和52年9月分の給与明細書も、同月の労働時間が23時間30分との記載にとどまっており、申立期間に係る勤務の事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においては、当該事業所に使用されていた者であったと

言えず、厚生年金保険の被保険者となることができないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年8月1日まで
② 平成4年10月1日から5年6月1日まで

昭和36年7月から47年10月末まで旋盤工としてA社（現在は、B社）に勤務したうち、申立期間①の標準報酬月額がその前後の期間と比べて下がっていることに納得できない。

また、昭和63年4月から平成5年5月末まで土木主任技術者としてC社（現在は、D社）に勤務したうち、申立期間②の標準報酬月額がその前の期間と比べて10万円も下がっていることに納得できない。

両事業所の業績、私自身の勤務状況などから、給与が下がったとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

申立期間①について、A社において給与計算事務を担当していた者は、「当時は、繁忙期とそうでないときの残業時間に50時間くらいの差があった。また、残業時間は従業員によってまちまちであった。」と証言している。

また、申立人と同時期に標準報酬月額が下がっている同僚は、「自身の標準報酬月額が下がったのは、残業時間が減ったことによる。」と回答している。

申立期間②について、C社が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者3人（申立人を除く。）のうち、取締役以外の一人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人

と同様に 34 万円から 24 万円に下がっていることが確認できるところ、その者は、自身の標準報酬月額が下がっていることは承知しているが、その理由は不明である旨回答している。

また、B 社及び D 社は、当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額については不明である旨回答している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月2日から33年2月1日まで

A社には二度勤務したことがあり、このうち二度目に勤務した後の昭和38年9月25日に脱退手当金を受給した記憶はある。しかし、脱退手当金の確認はがきを見たところ、A社に最初に勤務した昭和28年4月2日から33年2月1日までの期間についても脱退手当金を受給したことになっていた。A社を昭和33年に退職した後、B県からC県に転居しており、このときには、脱退手当金を請求したことも受け取った覚えもないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、同一事業所に係る申立期間後の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間に係る脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も併せて請求手続が行われるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間についてのみ手続を行ったと主張していることを踏まえると申立期間後の脱退手当金の請求手続時には、申立期間の脱退手当金は既に支給がなされているものとして手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年4月18日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
A事業所（B事務所勤務）で、Cの洗浄作業、事務所の雑務作業に従事していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が退職した際に申立てに係る事業所から受領したとする人事記録（写し）及び同僚（3人）の証言から、申立期間中に申立人が同事業所に臨時雇用員及び試用員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 11 月 1 日であり、同事業所の業務を引き継ぐD事業所の担当者は適用事業所となる以前にその臨時雇用員、試用員を厚生年金保険に加入させることはなかった旨回答している。

また、上記同僚のうちの一人名は、臨時雇用員及び試用員である期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨回答している上、上記同僚（3人）にはいずれも申立てに係る事業所が適用事業所となった以前の厚生年金保険の加入記録は無く、申立人に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは不自然であるとまでは言い難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 26 日から 41 年 10 月 9 日まで
老齢年金の裁定請求時に社会保険事務所（当時）に行き、A社B事業所（現在は、C社）において勤務した申立期間に係る脱退手当金が支給された記録となっていることを知ったが、もらった記憶がないのでおかしいと思っていた。私は年金への関心も低く、脱退手当金の制度すら知らないなかで、脱退手当金を受け取っているはずがないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和41年11月15日に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後各2年以内に同資格を喪失した脱退手当金の受給資格者である女性16人（申立人を除く。）のうち8人に脱退手当金の支給記録があるが、そのうち5人には資格喪失後6か月以内に脱退手当金が支給されている上、C社は、当時の脱退手当金の取扱いは不明である旨回答しているものの、同社の社会保険事務担当者（当時）は「女性が退職する場合、事業所から脱退手当金の受給を勧めるのが通常であった。また、事業所が代理請求を行う場合もあった。」と回答している。その上、脱退手当金の支給記録がある上記8人のうち連絡先の判明した6人に照会したところ、そのうちの一人は、「会社から脱退手当金の受給を勧められ、会社に代理請求してもらったと思う。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失してか

ら結婚するまでの国民年金の強制加入期間（昭和 41 年 10 月から 42 年 1 月まで）を含む昭和 43 年 11 月までの期間は国民年金に加入していない上、申立期間当時は年金に対して関心がなかったと供述していることを踏まえると、申立期間前後においては公的年金の通算制度に対する意識が高かったとは言いがたく、脱退手当金を請求することに不自然さはみられない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1430 (事案 909 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月頃から30年11月1日まで
② 昭和31年1月31日から32年3月31日まで

昭和29年9月頃から32年3月末までA事業所B事務所において、C、D等の検査業務に就いていたにもかかわらず、途中の2か月間しか厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないとして、記録の訂正を求めたが認められなかった。

このたび、辞令と身分証明書が見つかり、申立期間当時の勤務が確認できるので、再度、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無い、ii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名が記載されておらず、整理番号の欠番も無い、iii) 申立人の所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には、昭和30年11月1日と記載されているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料の納付事実を示す資料として新たにA事業所が発行した辞令と身分証明書を提出したが、これらの資料からも保険料が控除されていたことを確認することができず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案1362の取消し

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年5月10日付けで行われた、申立人の年金記録に係る苦情のあっせんを取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年8月9日まで
② 昭和28年3月10日から29年3月10日まで

昭和21年3月16日から25年8月9日まで、A社B事業所において勤務し、工具管理業務を担当していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

また、昭和25年8月9日から退職する62年6月30日まで、C社において勤務していたが、同社D事業所に転勤した後の申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間②については、雇用保険の記録、E社が保管する社員名簿及び同社の回答から、申立人は昭和25年8月9日から62年6月30日までC社に継続して勤務し（昭和28年3月10日に同社F事業所から同社D事業所に異動）、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年5月10日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成23年5月10日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立人のC社D事業所における資格取得日に係る記録は、年金事務所において転記誤りであったことが認められたことを理由に、平成23年4月22日付けで昭和28年3月10日に訂正され、申立人からは、年金事務所に対して平成23年5月6日付けで本申立てについて年金記録に係る確認申立取下書が提出されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成23年5月10日付けあっせんに基づく申立人の申立期間における資格取得日に係る記録の訂正を行う必要はないものと認められることから、当該あつ

せんを取り消すことが必要である。